

道央廃棄物処理組合の施設状況について

1. 焼却施設について

【施設の運転状況について】

本市を含む2市4町で構成する道央廃棄物処理組合において、本年4月から焼却施設の供用を開始し、現在順調に稼働している。(表1・表2)

表1 焼却施設運転管理状況(4月分)

項目	仕様	実績(4月分)
可燃性一般廃棄物処理量	158t/24h (79t/24h×2炉)	1号炉 2,221t (日平均74t/24h)
		2号炉 27t
燃焼室中の燃焼ガス温度	850℃以上	886℃
集じん器流入燃焼ガス温度	200℃以下	170℃
煙突の排ガス中のCO濃度	30ppm以下/4h平均	最大12ppm

※道央廃棄物処理組合ホームページより

表2 焼却施設ごみ搬入状況(4月分)

	千歳市	北広島市	南空知公衆衛生組合	栗山町	合計
搬入量実績(t)※	2,420.24	756.17	257.28	156.07	3,589.76
ごみ搬入量割合(%)	67.42%	21.06%	7.17%	4.35%	100.00%

※事業系廃棄物を含む

【家庭ごみの分別区分について】

道央廃棄物処理組合焼却施設の稼働に伴い、「容器包装以外のプラスチック類」、「革・ゴム製品」などが、「燃やせるごみ」に区分変更したことから、家庭ごみの搬入量を取りまとめた。(表3)

表3 家庭ごみ搬入量 (t)

搬入区分	年	3月	4月	5月
燃やせるごみ	R6	989.75	1,161.59	1,189.50
	R5	1,079.87	1,017.64	1,210.49
燃やせないごみ	R6	264.91	255.93	257.69
	R5	295.28	257.77	294.57
プラスチック容器包装	R6	58.24	51.00	62.77
	R5	75.75	60.16	73.13

- ・令和6年3月と4月の比較では、「燃やせるごみ」は増加し、「燃やせないごみ」は減少した。
- ・分別区分の変更に関する周知が、一定程度図られたものと判断できる。
- ・家庭ごみの分別区分を変更し3か月弱であることや、現在も市民から分別に関する問い合わせが多くあることから、今後も継続して「市公式 SNS」や「市ホームページ」などの媒体を利用し、市民へ効果的な方法による周知に努めることとする。

2. 広域最終処分場について

本年4月から組合焼却施設が供用開始したことから、今後は、広域による最終処分場の整備について検討することとしている。

このことから、道央廃棄物処理組合は、令和4年1月に最終処分場の設置、管理及び運営に関する事務を組合同規約に追加し、最終処分場の具体的な検討を進めている。

【広域最終処分場の整備方針について】

1) 供用開始年度

全ての構成自治体が参画可能となる令和16年度を目標年次とする。

2) 施設規模、搬入対象物、構造、事業費等について

① 施設規模は、補助対象として最長である15年間の容量とする。

② 広域最終処分場への搬入対象物

焼却灰を含む全量：千歳市、南空知公衆衛生組合（3町）、栗山町

焼却灰のみ：北広島市

③ 事業費等の算定に当たっては、土地利用が進み臭気等の環境対策や水源対策等が必要な道央地区の特性を考慮し、クローズド式として事業費を算出する。（ただし、山地などで周辺に影響がない地域においてオープン型が建設可能な用地が確保できた場合は、オープン型とする。）

【広域最終処分場の取組状況について】

令和4年度：最終処分場候補地選定のため、構成市町の浸水想定区域や保安林など、立地が困難な地域を絞り込むための「立地困難区域図」を作成した。

令和5年度：「立地困難区域図」を基に、立地が可能な地域を明らかにするための基礎資料を作成した。

令和6年度：候補地選定に向け、令和4年度及び5年度の調査資料を基に、調査・検討を進めているところであり、現在、候補地は決定していない。

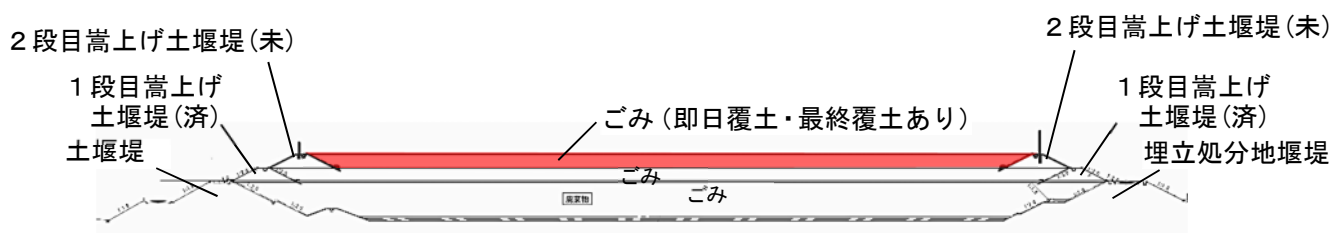
【本市の最終処分場の延命化について】

本市の最終処分場は、第1から第3の埋立処分地を設置しており、第2及び第3埋立処分地については、これまで嵩上げ工事を実施し全体で令和12年度まで埋立可能としていることから、組合最終処分場供用開始の目標年次を受けて、本市最終処分場の延命化について検討を行った。

1) 延命化方法

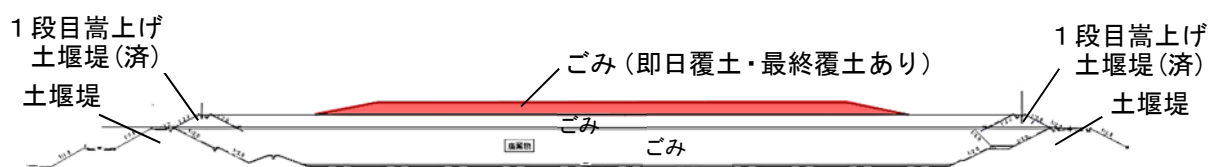
① 堰堤の設置による嵩上げ

既存埋立処分地の上に、土砂で築造する堰堤や遮水シートを設置することにより、埋立処分地の上部を嵩上げする方法である。



② 堰堤を設置しない軽微な変更

既存埋立処分地の上部に、堰堤や遮水シートを設置せず、ごみを盛り、覆土する特例的な方法で、都道府県知事へ軽微な変更を行うことにより、既存埋立容量に対して10%未満の容量増が認められるものである。



この2つの延命化方法により、本市の最終処分場の延命化については、上記による延命化を行うことにより、広域最終処分場の供用開始を令和16年度とすることについて対応可能である。

【今後の対応について】

堰堤を設置する嵩上げによる延命化については、第2埋立処分地が2年、第3埋立処分地が3年程度の整備期間を要することや、第3埋立処分地については、堰堤の設置による嵩上げと堰堤を設置しない軽微な変更の両方を行うことはできないことから、今後、組合から示される最終処分場のスケジュールや進捗状況により、どの延命化を行うか検討していくこととする。